

| | | |
|------------------|----------------------|---|
| 被 処 分 者 | 認 定 証 番 号 | 和歌山県公安委員会 第650260号 |
| | 自動車運転代行業者 の名称又は記号 | ニッツアー運転代行22 |
| | 主たる営業所が所在する市区町村 | 和歌山市 |
| 処 分 年 月 日 | | 令和2年12月22日 |
| 処 分 内 容 | | 指示処分 |
| 処 分 理 由 | | 損害賠償責任保険（共済）契約を締結していない期間 や契約締結後の掛金滞納により契約解除された期間に おいて、損害賠償措置を講じずに自動車運転代行業務 を行っていたため。 |
| 根 拠 法 令 | | 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律 第22条第2項 |
| 処分を行った都道府県 | | 和歌山県 |